

きこえの学校 ライシャワー学園
ライシャワー学園きこえサポートセンター
広報に関するポリシー

2025年5月

1. 【広報を行う目的】

- ・難聴児を持つ保護者に本校の教育を届ける（入学者向け）
- ・本校の教育の意義を伝え、支援者の輪を広げる（支援者向け）
- ・聴覚主導の人間教育の取り組みを伝える（聴覚障がい児教育に関心のある方向け）

上記の目的のために

- 生き生きと過ごし、成長するこどもたちの姿を通して、本校の教育を分かりやすく伝える。
- 広報紙、ホームページ、SNS等のそれぞれの特性を生かし、写真、動画、文章などを用いる。
- 特に若い世代の保護者などに届きやすい、写真や動画を積極的に用いて、柔軟でタイムリーな情報提供ができるよう心掛ける。
- どのメディアを用いるに際しても、掲載する内容が本校の理念と一致していること、社会的な理解を得られるものであること、肖像権、著作権等に十分な配慮をもって行うことなどについて、多重の確認を経て公開するものとする。

2. 【広報の内容】

- ・本校の教育活動の様子（行事、日常の教育活動、特徴的な活動）
- ・本校の教育活動の内容（NAOA、オーディオロジー、各部の取組み、きこサポ）
- ・入学を検討するために必要な情報（費用、交通、学費減免制度、登下校時間等）
- ・本校の教育活動に携わる者の思いや考え

3. 【広報で

使用するメディア等】

- ・広報紙（ニュースレター、野津田の丘から、カラーグラフ）
- ・パンフレット（学校要覧、学校案内、募集要項、きこサポ、等）
- ・ホームページ
- ・SNS（Facebook、Instagram、X）
- ・イベント等（チャリティ映画会、まち丘の日、教会バザー等）

4. 【広報を行う際の遵守事項（ポリシー）】

- 1) 学校理念と一致していること
 - ・キリスト教精神に基づいている、又はそれに反しない内容、表現であること
 - ・聴覚主導の教育についての正しい表現になっていること

- ・ 手話やろう文化、手話使用者を否定する内容や表現となっていないこと
 - ・ 校名、校章ロゴは変形、配置、色等を正確に使用する
- 2) 著作権を侵害しないこと
 - ・ 引用文、曲、詩等が著作権の対象になっている場合、著作者に了解を得る
 - ・ 商標権表示は適切に行う
 - 3) 肖像権・プライバシーに留意すること
 - ・ 在籍児の写真・映像等の使用の際には、必ず事前に承諾書等をもって許可を得ていることを確認する。
 - ・ 使用承諾を得られていない場合には掲載しないことを原則とするが、必要な場合には、顔を隠す、ぼかしを入れる等の対応を必ず行う。
 - ・ 特に承認を得ている場合を除いて、在籍児の氏名、年齢等が特定される内容を掲載しない。
 - 4) 社会的な理解に対して配慮すること
 - ・ 誇大、誇張した表現を使用しない
 - ・ 差別的な表現はしない（障害、職業、人種、出自、宗教等）
 - ・ ジェンダーに配慮した表現をする
- 5 【ポリシー遵守のための確認の手順】
- 1) 各部・各係の広報担当者が、発信する内容を作成する。その際チェックリストに基づいた確認を行う。
 - 2) 作成されたコンテンツについて、各部・各係の確認担当者がチェックリストに基づいて内容等の確認を行う。
 - 3) 学校広報委員会の中に、学校理念、著作権、肖像権、社会的配慮等のそれぞれの項目をチェックする担当者を別々に置く。学校広報委員会の全体確認担当者が、各項目の担当者にコンテンツのチェックを指示する。
 - 4) 必要に応じて修正を加える。
 - 5) 最終的な確認を学校広報委員会の確認担当者が行い、ポリシーと合致していることを確認し、校了・発信する。